令和８年度第１回六ヶ所村総合教育会議

１　日時　令和８年７月 15 日（水）午後２時 30 分～午後３時 25 分

２　場所　六ヶ所村役場　分庁舎３階大会議室

３　出席者

六ヶ所村長	橋本　隆春
六ヶ所村副村長	種市　誠
六ヶ所村教育委員会教育長	奈良岡　臣哉
六ヶ所村教育委員会教育委員	橋本　篤哉
〃	相内　早苗
〃	及川　哲夫

４　事務局

総務課	課長	市川秀和
	課長補佐	林下　智子
	総務・行政ＧＭ	佐々木　裕生
財政課	課長	木村　雅勝
教育委員会学務課	課長	中岫　賢悟
	課長補佐	佐々木　直人
	主査	木村　早紀
	社会教育課 課長	橋本　洋光

５　会議次第

（１）開会

（２）村長挨拶

（３）議事

・六ヶ所村教育大綱（案）について

・六ヶ所村立学校の教職員に関する業務管理・健康確保措置実施計画について

・統合中学校整備事業進捗状況について

（４）閉会

６　会議の概要

【司会】
ただいまから令和８年度第１回六ヶ所村総合教育会議を開催いたします。進行を務めさせていただきます、学務課の木村と申します。よろしくお願いいたします。
本日、教育委員の橋本聖一委員におかれましては、所用により欠席の連絡をいただいております。また本日の会議でございますが、六ヶ所村総合教育会議の運営に関する要項、第４条の規定により会議は公開することとしておりますので、報道関係者の入出を認めておりますことをご報告いたします。それでは開会にあたり橋本村長よりご挨拶を申し上げます。

【村長あいさつ】
皆さんこんにちは。令和８年度第１回六ヶ所村総合教育会議開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様におかれましては、公私にわたり大変の忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、奈良岡教育長をはじめ教育委員の皆様には日頃から教育行政の充実と発展に多大なご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、文部科学省では、義務教育段階での学校の役割として単に教科書等の知識や技能を習得させるだけではなく児童生徒が集団生活の中で多様な考え方に触れ、認め合い、話し合って切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることが重要であり、そのためには一定規模の児童生徒の確保やバランスの取れた教職員が配置されていることが望ましいとされており、平成 30 年４月に六ヶ所村立小・中学校の配置計画を策定し、同計画に基づき小・中学校の再編を進めながら適切な運営に努めてきたところであります。
その一方で、本村少子高齢化の影響による人口減少は止まることなく、加速化が進み一定規模の児童生徒集団を維持していくことが厳しさを増してきたところであります。
村といたしましては、人口減少に歯止めをかけるべく少子化対策にこれまで以上に取り組んでいくとともに将来担う子どもたちの教育環境の維持向上には、様々な施策を講じて参りますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。
さて、本日の案件は、「六ヶ所村教育大綱について」、「六ヶ所村立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画にいて」、さらには「統合中学校整備事業の進捗状況について」など多岐にわたりますが、委員の皆様には引き続き本村の教育振興にお力添えを賜るとともに、それぞれの立場から忌憚のない意見を賜りますようお願いを申し上げまして開催の挨拶と致します。

【司会】
ありがとうございました。
続きまして、会議の構成員ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第１条の４第２項の規定に基づき、村長及び教育委員会となっております。また要綱第３条の規定では、会議の議長は村長をもって充てることとなっておりますが、今回の総合教育会議では、皆様との協議に重点を置くために、事務局の方で進行させていただきます。
早速ではありますが、議事に入ります。議事第１号「六ヶ所村教育大綱について」教育長説明をお願いいたします。

【教育長】
まずは教育大綱案についてご説明を申し上げます。この教育大綱というのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の３項地方公共団体の長は大綱を定め、またこれを変更しようとするときは総合教育会議において協議するものと定められております。また教育振興基本計画についても教育基本法第 17 条第２項にあるところでございますけれども、地域の実情に応じ当該地方公共団体における教育振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないと定められています。この２つに基づいてこの計画は立てられているものですけれども、国の文部科学省は事務負担の軽減や施策の整合性を図る観点から、村長が定める教育大綱と教育委員会が中心となって定める地方教育振興基本計画を１つに統合して策定することを推奨していることから、本村でもこの２つの計画を統合し教育大綱にまとめるものであります。そこで表紙にありますけれども、この教育大綱の理念については、「未来を支える人と文化を育て、地域の人材力を高めるため」という、村の六ヶ所村総合振興計画の政策３の内容を受けたものとなっております。
それでは１ページをお開きください。改めて本大綱の前提となる目的、位置づけ、期間についてご説明申し上げます。教育行政の指針については２点ありますけれども、情報化、グローバル化、多様化といった予測困難な社会変化に対応すること、また六ヶ所村の地域特性を最大限に生かして未来を支える人と文化を育てるための今後５年間の総合的な施策方針、このような目的のもと立てられております。さらに位置づけとしましては、総合計画の具現化ということで、第５次六ヶ所村総合振興計画の政策３も教育分野で具現化する実施計画であり、国や県の最新の指針を踏まえ関連分野と連携・協同して展開していくものでございます。また期間については令和８年度を皮切りに、令和 12 年までの５年間として、最終年度には改めて確認し、更新することとしております。
続きまして２ページをお開きください。六ヶ所村のすべての教育の基本理念

となる言葉と、柱となる４つの分野の確認です。六ヶ所村の教育はすべてこの「六ヶ所村を愛し、村の未来を支える人づくり」、さらに郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、想像力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを目指し、以下の分類を推進します。学校教育分野、社会教育分野、文化財分野、スポーツ分野、この４点で教育に携わっていこうと考えております。

３ページをお開きください。総合振興計画を受けた政策３のうち、施策３－２に「学校教育人材育成の推進」、施策の３－３の「生涯活動・地域文化の振興」を抜き出したものでございます。またこれら７つの柱の基本となる根底にある価値観、「ウェルビーイングの向上」「こどもまんなか青森」「地域資源のフル活用」を土台として、これから学校教育・生涯活動に取り組んでいこうと思っております。それでは次の４ページからは、７つの柱について概要を説明していきます。

４ページをご覧ください。学校教育分野の教育環境の充実では、「未来をつくり人とつながり地域と歩む学校」。こちらが学校教育の基本方針と定めました。これはやはり中学校統合を教育の質向上の最大の契機と捉え、教育ＤＸを進化させ、「個別最適な学び」または「協働的な学び」を一体的に推進するとともに、働き方改革や子どもたちと向き合う時間を確保する。このような目的のもと、大きくは２つの分野に取り組んでまいります。１つは就学環境の整備充実です。もう一つは学力向上です。就学環境については、ＧＩＧＡ端末やデジタル教科書の効果的な活用。学校図書館のメディアセンター化、総合型校務支援システムの活用、ＩＣＴ支援員や部活動指導員の効果的な配置、さらに六ケ所高校の特色ある教育活動の支援、これらを進めていく予定です。また学校としては、学力向上があるわけですけれども、こちらにつきましては様々な学力の永久的推進を通して、教員の専門性の向上や、各種補助事業については、教育検査実施補助、村営学習塾、さらに検定受験費、民間学習塾の補助を継続し、これからの基本学力の定着に向上を図っていくものでございます。

続きまして、「夢を追う目標を実現する教育の推進」ということで、５ページをご覧ください。こちらはいわゆるキャリア教育の分野でございますけれども、子どもたちが義務教育を身に付け、さらに高等教育、そして自分の職業力、このように進んでいくときに大事なのは、地域資源を生かした独自のキャリア教育ということです。地域への誇りを胸に主体的に未来を切り拓く人材育成、既存の枠組みを超え、早期から本物に触れる機会や大学研究機関と連携した探究的な学びを展開しますと掲げました。特に独自のキャリア教育と掲げましたのは、本来のアドバンテージであります、研究機関や大学との専門的な研究者とのつながりを深めていくことが大事ではないのかと考えております。そこで学習指導の充実と現代的課題の対応の２本に取り組んでいきます。まず小学校と中学校の統合では、中学校の統合で進めていますけれども、小学校と中学校の１本の線

で進めるためにはカリキュラム編成を工夫していきたいと思います。さらに今年度から始めている外国語指導助手のＡＬＴの活用による様々な体験活動、そして職場体験学習や地元の社会人との交流、また資金面では奨学資金貸与事業や高校生通学費補助事業などの教育機関の確保支援をしていく予定でございます。さらに大学研究機関との連携した理数教育プログラム、そして村内科学研究施設、企業、自然環境や文化財をフィールドとした、教科横断的な学習「プロジェクト学習」を進めて、小学校や中学校については、高校までつながるような系統性ある理数教育に力を進めていきたいと思っております。そして情報活用能力、教員研修、さらに国際的に視野を広げる小中海外体験学習についても進めていこうと考えておりました。

続きまして６ページをお開きください。こちらは「一人ひとりの多様なニーズに寄り添った教育の充実」、誰一人取り残されない安心できる学びの場ということで、不登校の増加や発達の特性など多様な背景を持つ子どもたちのニーズに寄り添います。また学校以外の場での学びの保障や早期の不安解消に向けた包括的な支援体制を構築します。いわゆる多様性を重視して特に個に応じた対応をしていくと考えております。まずきめ細やかな支援としては、教育支援センター、これまでは教育相談室でしたが、改めて教育支援センターという名称を変え、全国的な流れに沿ったものとなっています。校内では、校内教育支援センターまたはカームダウンスペースなど、子どもたちが落ち着きを取り戻すためのスペースの整備をしていきます。そして専門人材についても活用を図り、不登校や特別な支援を必要とするきめ細やかな対応を進めていきます。また教職員や生徒指導、さらに教育相談での資質向上も進めていく予定でございます。

続いて７ページをお開きください。やはり地域との結びつき、地域に開かれた学校というのも重要なポイントでありまして、地域全体で子どもを育てる持続可能な環境づくりについても２本の柱で考えております。まず学校家庭地域との連携については、令和 11 年度を目途に全小中学校で学校運営協議会を設置する予定でございます。この中で学校の在り方や工夫の仕方や教育課程について活性化する予定でございます。また地域学校教育活動、これは社会教育分野でございますけれども、地域とともにある学校づくりの推進、そして部活動地域展開を記載しております。そしてやはり現在、働き方改革の一番課題となっているのが部活動でございます。統合中学校と同時に、部活動を全面的に地域に展開していくよう計画しています。そのためには認定地域クラブの設立、または指導員の確保、指導環境の確保が大事な鍵となっておりますので、これをできるだけ早めに対応していきたいと考えております。以上が学校教育に関することになります

８ページからは社会教育分野になります。まずはスポーツ振興「活気を一体感

ウェルビーイングを実感できる生涯を通じて健康づくり」。まさしく今年の国スポを含め、全世代の村民が日常的にスポーツを親しむ環境を地域活性化につなげ、スポーツ利用の推進をしていきます。そして現在、社会教育課で進めていく六ヶ所村のスポーツ推進計画策定も今年度中に進めていこと考えています。こちらについては、生涯スポーツ推進と健康増進、環境整備と競技力の向上支援とありますけれども、生涯スポーツでは、スポーツイベントやスポーツ教室の継続、地域スポーツ事業者の養成さらに中学校の部活の地域展開こちらが大きな柱になっております。また環境整備については、現在大石総合運動公園も様々な老朽化になっておりますけれども、スポーツ施設の老朽化対策とバリアフリー化を計画的に実施していきます。そして学校体育施設の地域開放、こちらも統合中学校の時には、大事な視点と考えております。また県大会、全国大会等に出場する競技団体個人への支援を通じ、地域の連帯感と活気を醸成、こちらも続けて支援していきたいと考えております。

続きまして９ページを開きください。こちらは生涯学習についての記載でございます。いつでもどこでも誰もが学べる多様な学習機会ということで、全世代の村民が生涯を通じて誰もが人生のあらゆる段階で学び続け、生活の質を高められるようその成果を地域活動や自己実現につなげるよう、学習の機会を推進します。多様な学習機会の提供とウェルビーイングの実現、こちらを目標に進めていきます。

10 ページをお開きください。こちらが最後にあります郷土文化の保存継承、先人の叡智をデジタルで次世代と豊富な文化財や民族芸能を単に保存するだけでなくＩＣＴを用いて分かりやすく発信活用します。若い世代が郷土文化に触れ、誇り愛着を持てる環境を創出します。その地域文化の継承については、現在写真などで残しているんですけども、改めてデジタルのコンテンツ化ということで、ＩＣＴを用いて発信活用を図っていきたいと考えております。また郷土資料についても学校の地域学習、または生涯学習に活用するため、体系的に保管、こちらも意識をしてまいりたいと思っております。

以上が７つの柱ですけれども、最後 11 ページをお開きください。実効性を担保する推進体制として、この総合教育会議で改めて教育委員会の立ち位置、学校の役割、そして関係機関の役割を書きましたけど、中心的な役割に学校の立場は教育委員会の方でも全面的にバックアップしていきたいと考えております。

12 ページは、ＰＤＣＡサイクルで回していきますが、改めて計画しっぱなしではなく、常に評価、改善を続けていこうと考えています。

最終のページをお開きください。今後の予定ですけれども、村民と歩む開かれた教育行政というものを念頭に、毎年度の進捗状況及び中間年度での総合評価結果を、この本総合教育会議を通じて皆さんに公表します。そして最終年度には

５年間の総合評価を実施して、次期教育大綱につなげていくと考えております。こちらの詳細がお手元の六ヶ所村教育大綱（案）になります。本日の会議によってこの案を正式な計画に変えたいと思います。以上が教育大綱となっております。

続きまして、六ヶ所村の学校教育基本方針について説明申し上げます。この六ヶ所村学校教育基本方針については、法令では特に規定はありませんけれども、教育大綱での施策を受け、実効性を担保する上で中心的な役割であるこれからの小中学校の学校教育の在り方について村としての方向性を示したものであります。この教育大綱案と同時にこの会議にて確認していただきたいと思います。

１ページをお開きください。こちらについては、先程の教育大綱の文面を抜粋したものでありますので位置づけとして、３ページをお開きご覧ください。最上位にある六ヶ所村総合振興計画であり、総合振興計画にある４本の柱、先ほどの７つの柱のうち学校教育に関する４つの柱です。これが教育施策の大綱を通して、この六ヶ所村の学校教育基本方針に落とし込んでいくところであります。そしてさらにこの教育基本方針を受けて現在進行中であります、統合中学校の基本構想、基本計画に反映させて、全てこの教育大綱および教育基本方針の狙いが今日あるような学校このように考えております。

また４ページにありますけれども、これまで小中学校に統一された学校教育理念は、明文化されておりませんでした。ですのでこれからの統合校を契機に義務教育を考えた場合、一貫したキャッチフレーズとしてこれからの六ヶ所村は「未来をつくる人とつながる地域と歩む学校」この３つのキーワードを進めていく所存でございます。「未来をつくる人とつながる地域と歩む学校」これがこれから小学校、中学校、こちらを通して、子どもたちに指導に当たっていきたいと考えております。

そこで５ページをお開いてください。５ページから６ページは、要するに小学校の段階と中学校の段階を系統的にシステマティックにつなげるときに考えたのは、小学校は地域への愛着と学びへの好奇心を育む。いわゆる地域探求型の児童、そしてインプットと体験を重視して学士に臨んでもらう、いわゆる未来をつくる視点では知的好奇心を持ち自分の可能性を信じて、最後までやり遂げる。人とつながる場面では相手の気持ちを考え笑顔で協力し合う楽しい学校生活。地域と歩むという視点では、地域の自然や人に親しみ社会の仕組みに興味を持つ。このようにつなげてまいります。中学校においては６ページにありますけれども、さらにそこから１つ段階をステップアップして、自律的に考えて地域創生に向けてアウトプットする。ですので地域を誇りに世界と繋がる地域創生型人材の育成、そして中学校は小学校のインプットの体験から１段上がって自律と地域創生アウトプットの重視、このようにして教育活動を組んでまいります。同じ

く右側にあるのが未来を作る視点では、自らの目標を設定し変化の激しい社会でも主体的に調整し続ける。また人とつながる場面では多様な価値感やデジタルを大切にしながら共同し、社会性を高める。そして地域と歩む場面では地域の歴史や課題を理解し、使命感を持って行動すると考えています。

７ページをご覧ください。守られ、学ぶ段階から見られ、行動する段階へとして、子どもたちは自分の進路に向けて進めていき力を加え、また外に出た場合でも六ヶ所村に戻ってきて地域振興に協力してもらうこのように考えております。

最後になりますけれども８ページについては、この計画を受けて児童生徒の段階に合わせて学校という空間も進化します。この視点でこれから統合中学校の様々な施設に設備を元に計画を立てていきます。

最後の９ページを開きください。まずはこれまでからワンステップ進んだ新しい六ヶ所村の教育、こちらをこの教育大綱および教育方針で学校も統合し、さらにこれから小学校のあり方についてもこの観点で進んでいこうと考えておりました。長くなりましたけども以上です。

【司会】

奈良岡教育長ありがとうございました。皆さんからご意見等がありましたらお願いいたします。どなたかございませんか。

【種市副村長】

説明に異論とかはありませんが、まとまりのある資料だなと思っておりました。確認したいのは、最初に説明があった教育大綱の学校家庭地域の連携のところで、「全小中学校で学校運営協議会を設置します」とありますが、様々なメンバー、地域で連携して話し合いをするのは重要になってくると思いますが、どのようなメンバーで構成するのかが１点と、部活の地域移行の話があったのですが、現状の進捗状況はどの程度のものか２点伺います。

【奈良岡教育長】

まず学校運営協議会のメンバーについてですけれども、現在想定して進めているのは、学校評議員制度がありますが、地域のＰＴＡ会長さんだったり、有識者、あとは歴史などに詳しい方々がなっているわけですけれども、その方々に継続して協力していただこうと考えております。内容としては、学校運営を直接確認して、承認するという形になると思いますので、これまでの知見がある方々を採用していこうかなと考えておりました。合わせて部活動の地域展開の現状については事務局から説明してもらえますか。

【中岫課長】
　それでは私の方から部活動の地域展開についてご説明させていただきます。現在ですね、学校の部活動の野球部やバレー部になりますが、合同で土日の練習を行い、大会に向けて活動しております。実際に中体連では、野球部が第一中学校と第二中学校の合同で参加しておりまして、２回戦を勝ったという形になっております。ただバレー部は、第二中学校と泊中学校の合同で取り組んできたところではありますが、泊中学校に部員がいなく今回は、第二中学校単体での参加となりました。いずれにしても、各学校にある部活を一緒に練習をしながら進めていき、今後はスポーツ協会の力もお借りしながら、スポーツ協会に所属しているクラブ団体の野球やサッカー、陸上の団体から受け皿になってもらえるような体制が整えられるのか、現在ヒアリングしながらどのような形でやっていけば地域展開に結びつくのか進めている形であります。

【橋本篤哉教育長職務代理者】
　意見ですけど、５ページ目の村内の科学研究所や企業と連携した学習の推進ということで、日本原燃もサイクル施設や原発もありますし、数年前も小学生との地域活動を行っていました。７ページの部活動の地域展開の話が出ましたけれども、スポーツ協会に所属している団体の受け皿という話で、ここで問題になっているのはやはり対応する時間帯、勤務している時間帯でありそこをうまく調整してかなくてはいけないというところと、手当の部分でも六ヶ所村ならではの手厚い手当の部分も深く提供していければと思います。８ページのスポーツ施設の老朽化関係ですが、冬季間中の野球、サッカー、陸上ですが、他の市町村にも克雪ドームがありますので、箱物になるので費用対効果がありますけれど、そういう部分も頭に入れながら総合的に考えていただければと思います。以上です。

【司会】
ほかに意見等はないでしょうか。
次の案件に進みます。議事第２号「六ヶ所村立学校の教職員に関する業務管理・健康確保措置実施計画にいて」中岫課長説明をお願いします。

【中岫課長】
　「六ヶ所村立学校の教職員に関する業務量・管理・健康確保措置実施計画」について説明させていただきます。

１ページをお願いいたします。１計画の趣旨・現状についてです。（１）計画の趣旨になりますが、当教育委員会ではこれまでも教育職員の働き方を見直し、村の大切な宝である子どもたちに対してより効果的な教育活動が行われるよう取り組んでいきたいところであります。そのような中、教育職員が心身ともに健康で心に余裕を持ちながらワーク・ライフ・バランスを実現し、公私ともに充実した時間を過ごせるようになることで、教育職員自身の人間性や創造性を高め、教育活動に良い影響を還元することを主な目的としております。この目的達成に向けて、各教育関係法令並びに文部科学省大臣が定める指針に基づき本計画を定めるものであります。（２）現状ですが、時間外在校時間の令和６年度の数値になりますが、年平均小学校では 32.8 時間、中学校では 46.4 時間となっております。また時間外在校時間の 45 時間を超える割合についてですが、小学校では 23.8％、中学校では 48.8％となっております。令和４年度に定めた六ヶ所村立小学校及び中学校の管理運営に関する規則では、年間 360 時間以内、月 45 時間以内とされていますが、依然として割合が高く、中学校では月 80 時間を上回る割合が４％も確認されており、週休日における部活動指導などの業務負担が大きくなっていることが推測されています。

続いて２ページをお願いいたします。２本計画の目標となりますが、（１）時間外在校等時間に関する目標といたしまして、①１ヶ月の時間外在校時間が 45 時間以下の教職員の割合を 100％とする。②１年間における１ヶ月時間外在校時間の平均時間を 30 時間程度とする。③１年間における時間外在校時間を 360 時間以下とするという形で考えております。また（２）ワーク・ライフ・バランスや働き方などに関する目標になりますが、①年間有給休暇の平均取得日数を 15 日以上とする。令和６年度については 14.4 日という形になっていましたので、それ以上になるように取り組むという形で目標設定をしております。また②～⑤までは、ストレスチェックにおける数値目標になります。相互リスク値を 70 以下とする。③仕事負担に関する健康リスクを 85 以下とする。④では、働きがいに関する質問項目への肯定的な回答の割合を 50%以上とする。⑤では、仕事や生活の満足度に関する質問に肯定的な回答を 50%以上にするという形で考えております。いずれも昨年度の結果では全国平均よりも良い結果となっておりますが、この計画における目標値はさらに良い状態となるような目標設定としております。続いて３計画期間になりますが、令和８年度から国が定める令和 11 年度までの４年間としております。

続いて３ページをお願いいたします。４実施する業務量・管理・健康確保措置の内容になります。（１）「業務の３分類」を踏まえた業務の見直しですが、学校が担うべき業務、教師以外が積極的に参画すべき業務、教師の業務負担軽減を促進すべき業務の３業務について、それぞれ見直すべき項目を定めております。ほ

かの学校以外が担うべき業務では、５項目定めておりますが、その中で主なものとして、学校徴収金の徴収管理では、口座引落として学校では現金の保管を原則行わない、保護者などからの過剰な苦情や不当な要求などの学校では対応が困難な業務への対応は、学務課が中心となって学校への助言や学校が弁護士などの専門家を活用できる環境を整備するという形で考えております。また２の教師以外が積極的に参加すべき業務では８項目ございますが、その主なものとして、調査統計などへの回答をデータでの提出に置き換える。また学校の資料、ウェブサイトの作成、ＩＣＴ機器、ネットワーク設備の保守管理については、ＩＣＴ支援員の活用を図る。続いて中学校の部活動になりますが、部活動の休日における合同活動体制を令和８年度までに整え、受け皿となる地域クラブと指導員が確保出来次第、地域スポーツクラブに移行する。現在は野球が合同チームとして活動しておりますが、受け皿をスポーツ協会へと移行していきたいと考えております。次に教師の業務とは負担軽減を促進すべき業務として６項目を掲げておりますが、主なものとして学校支援員や小学校では 15 名、中学校で６名と活動していただいておりますが、その他にスクールサポートスタッフによる授業準備などの補助、さらには校務支援システムなどのＩＣＴ支援員の活用を図るなどを行っていきます。さらに支援が必要な児童、生徒、家庭への対応については、よりスクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、学校教育支援を含めた多くの職員が関わる具体的な体制を整えていきます。続いて（２）といたしまして、学校における措置の推進として４項目確認しておりますが、その主なものとして、校務支援システム、校内ＬＡＮ、システムなどの効率的に活用するほか、勤務時間外の留守番電話機能設備や電話の録音機能設備を導入することで教職員が担う業務の適正を図ることとしております。この留守番電話機能等につきましては、６月補正予算を計上させていただき現在、設置について準備を進めているところであります。続いて（３）教育職員の健康および福祉の確保に関する取り組みといたしまして、６項目に掲げておりますが、まずは労働安全衛生法などの規定を遵守するとともに、ストレスチェックの実施率を 100％にし、実施後の集団分析の結果なども活用して職場環境の改善を推進することと、令和８年度中に学校における定時退勤日を月４回以上設定するよう推進するほか、夏季休業期間中に５日間の一斉閉校期間を設定するとしております。今年度は、８月 10 日から８月 14 日までの学校閉庁日を実施することとしておりまして、前後の土日を含めますと最大で９日間の休みとなるようになっております。

続いて最後のページ、５関連する取り組みと今後のフォローアップになります。（１）この取り組みの着実な実行を図るため、本来各学校の教職員の在校時間の状況を把握して定期的に六ヶ所村のホームページで公表するとともに、教育委員会定例会及びこの総合教育会議において報告することとしております。

現在１学期が終了してから報告を考えております。このように見える化を図る方向で検討しております。（２）学校での児童生徒などの支援に専門的な知見を有する人材の確保や関係部署、部局、関係機関とともに取り組むということで、県や教育事務所などと連携を取るような形を進めていきます。また（３）時間外在校時間にかかる目標を達成状況については、本村で導入している出退勤システムで把握して、その他の目標についてはストレスチェックの結果から把握するように考えております。ストレスチェックについては、例年 10 月に実施することとしております。続いて（４）教育委員会においては、各学校の状況を確認し、計画の内容に照らして課題が見られるときは、学校に聞き取り指導等を実施する。特に時間外在校時間は長時間となっている教職員がいる学校や休息時間の確保が課題となっている学校に対しては、当年度中に速やかに状況改善をされることを目指し、当該学校へ対する個別支援、指導を実施することとしています。（５）各学校における働き方改革の取り組みが進むよう様々な機会を捉え、各学校に本計画の周知を行うとともに、管理職に向け県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知して積極的に活用するよう促します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップの下本計画に基づき教員の働き方改革に向けた取り組みを実施することとしております。説明は以上となります。

【司会】

中岫課長ありがとうございました。皆さんからご意見等がありましたらお願いします。

どなたがございませんか。

ないようですので、次の案件に進みます。議事第３号「総合中学校整備事業進捗状況について」佐々木課長補佐、説明をお願いします。

【佐々木課長補佐】

それでは私の方から「六ヶ所村統合中学校整備事業進捗状況報告」についてご説明させていただきます。パワーポイントの資料を使ってご説明させていただきます。

１ページ目をお願いいたします。１ページ目は、小中学校配置計画から統合中学校開校までのロードマップをお示ししております。統合中学校整備事業は、平成 30 年４月に策定いたしました、村立小中学校配置計画に定められている 10 年程度を目途に中学校を１校に統合するという方針に基づきこれまで進めてまいりました。

次のページ２ページ目をお願いします。配置計画に基づくこれまでの主な取

り組みといたしましては、令和２年度に千歳中学校を第二中学校へ統合。令和３年度に泊中学校を泊小学校と併置。令和４年度には千歳平小学校の新築・共用開始など計画の進捗を図ってまいりました。

次のページをお願いいたします。こちらは新たな学校が目指す基本理念といたしまして「未来をつく人とつながり地域と歩む学校」を掲げております。冒頭に教育長が説明いたしました、村学校教育基本方針を核とし、本村の恵まれた自然環境、さらには最先端の研究機関が集積する地域特性を最大限に教育へ活かし、時代を担う人材の育成に資する教育環境の整備を進めていくことを目的として、令和６年度に統合中学校基本構想基本計画を策定し、統合中学校の整備を進めているものでございます。

次のページをお願いいたします。こちらのページは、統合中学校建設候補地の決定プロセスについてお示ししております。教育委員会では学識経験者、村議会議員、小中学校のＰＴＡ会長および中学校長で構成される六ヶ所村立学校規模適性化検討委員会を設置し、教育長より建設候補地の決定について諮問され、検討委員会の方で７月の第１回会議、９月の第２回会議を重ね 10 月中旬から下旬に村内のこども園へおよび小中学校の保護者の皆様を対象としたアンケート調査を実施いたしました。本調査では、具体的に建設候補地についての意見や統合中学校立地場所について重視するものなどの質問事項を設けて実施しました。対象となった 505 世帯のうち 358 件から回答を頂き、回答率は 70.8 に達しました。このように高い関心のもと、多くの保護者の皆様の声を直接伺うことができたところであります。その後、11 月の第３回検討委員会においてこのアンケート結果を含めた答申案が取りまとめられ、11 月 18 日に適正化委員会から教育長へ答申が行われました。教育委員会といたしましては、この答申内容を翌 11 月 19 日の教育委員会定例会において提案し、建設広報地を決定し、その後村長への申し出、12 月の議会全員協議会におきまして議員の皆様へその決定内容についてご説明しております。

次のページをお願いします。教育委員会で決定した統合中学校の建設広報地は第一中学校敷地内でございます。

次ページにおいて適正化委員会および教育委員会が保護者アンケートを受けて第一中学校敷地内が最適であると判断した４つの選定理由について詳しくご説明いたします。

６ページお願いいたします。選定に至った４つの理由につきまして、答申内容にある各項目に沿ってご説明申し上げます。１つ目は「連携」でございます。周辺にはこども園や小学校、屋内温水プール、図書館、医療センターなど公共教育施設が隣接しており、これらと連携した質の高い教育活動が極めて計りやすい環境である。２つ目は「立地」でございます。村の中心部に位置していることか

ら北地区及び南地区のいずれの地域から通学する場合であっても通学時間の平準化が図られ、地理的な公平性が保たれる立地条件である。３つ目は「敷地」でございます。広大な土地がすでに確保されているため、新たな用地取得の必要がなく、かつ現行の教育活動を継続しながら、安全に工事を進めることができる点です。４つ目は「地域」でございます。周辺の地域からのアクセス性に非常に優れており、地域と一体となった教育活動の展開や将来的にまちづくりの拠点として発展が期待できる場所である点です。

次のページをお願いいたします。先ほど申し上げました保護者アンケートにおいては、統合に対する前向きな意見の一方で特に泊小学校区、南小学校区と千歳平小学校区をはじめとする地域の保護者様より慎重な意見や懸念事項も寄せられております。懸念事項といたしましては、通学距離の延長とバスの運行にかかる長時間の通学に対する不安、自然災害や原子力災害時における子どもたちの安全確保と避難への懸念でございました。教育委員会としましてはこれら保護者の方々の不満や意見を受け止め右側にございます通り２つの対応方針を軸に対策を検討してまいるところです。

８ページ目をお願いいたします。８ページ目は、令和８年度からのアクションプランということで開校に向けた具体的な準備をさらに加速させるため、本年度より実務体制を本格化させております。まずは小学校の適正配置に関する検討を開始します。検討委員会に改めて小学校長を加え、村全体の学校配置を包括的な視点から議論を進めてまいります。２つ目の取り組みとして、中学校開校に向けた具体的な実務やソフト面の準備を行うため教職員等による統合中学校準備専門部会を新たに設置いたしました。

次のページをお願いします。専門部会につきましてはこの６つの図にあります通り、「経営部会」「総務部会」「教務部会」「指導部会」「事務部会」「地域部会」の６つを組織しております。本年度の実務としては、特に早急に検討が必要であると判断しております経営部会において「校名」「校章」「校歌」「校訓」「経営方針」等の検討を進め、また総務部会に置きましては統合前にあらかじめ村内の中学生の「制服」や「運動着」「スクールバック」等のデザインや企画を揃えて開校を迎えたいという観点から具体的な選定協議を重ねているところであります。令和 12 年４月の開校というスケジュールの下、皆さんのご協力をいただきながら整備を進めてまいります。説明については以上です。

【司会】

佐々木課長補佐ありがとうございました。皆さんからも意見等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは以上で予定しておりました議事は終了となります。本日の会議の議事録は、作成後、皆さんからご確認いただき、その後、村ホームページで公開することとしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして令和８年度第１回六ヶ所村総合教育会議を閉会いたします。皆様お疲れ様でした

＜会議の様子＞






＜会議資料＞

① 六ヶ所村教育大綱（案）教育振興基本計画（概要版）
② 六ヶ所村学校教育基本方針（概要版）
③ 六ヶ所村立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（概略版）
④ 六ヶ所村統合中学校整備事業進捗状況報告